

Web版「ご契約のしおり・約款」のご案内

三井住友海上プライマリー生命では、環境負荷低減のため、インターネット上で閲覧・ダウンロードいただけるWeb版の「ご契約のしおり・約款」をご提供しています。

ご契約のしおり・約款

QRコードから
閲覧する方法

右記のQRコードよりご覧ください。
※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。



三井住友海上
プライマリー生命の
ホームページから
閲覧する方法

- 1 三井住友海上プライマリー生命ホームページ
(<https://www.ms-primary.com>)にアクセスし、「商品情報」をクリック
- 2 「Web版 ご契約のしおり・約款／特別勘定のしおり」をクリック
- 3 検索コードを入力して「検索」をクリック

検索コード **0300017126**

※QRコードおよび検索コードは、ご契約後にお送りする保険証券
にも記載しています。

※冊子をご希望のお客さまには、申込書にチェックいただくことで、
後日、三井住友海上プライマリー生命よりお送りいたします。



自然保護活動に役立てていきます。

三井住友海上プライマリー生命では、Webでの閲覧のご協力により削減される印刷費用の一部を、
自然保護活動への支援金として寄付しています。

契約内容のご確認について

ご契約者の皆さまに、ご契約の成立後、三井住友海上プライマリー
生命よりお申込みいただいたご契約内容等の確認のため、ご連絡さ
せていただく場合がございます。

ご検討、お申込みに際しては、 「ご契約のしおり・約款」等を必ずご確認ください。

「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項、必要な
保険の知識等についてご説明しているものです。必ずご確認ください。

生命保険募集人について

この保険のお申込みに際しては、必ず外貨建保険販売資格を持った
生命保険募集人にご相談ください。生命保険募集人は、お客さまと
三井住友海上プライマリー生命の保険契約締結の媒介を行う者で、
保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客
さまからのお申込みに対して三井住友海上プライマリー生命が承諾
したときに成立します。
お客さまが三井住友海上プライマリー生命の生命保険募集人の
登録状況・権限等に関して確認をご希望の場合には、三井住友海上
プライマリー生命の下記照会先までご連絡ください。

公的保険制度についてご理解ください。

様々なリスクに備えるための保険には、「公的保険」とそれを補完する面をもつ
「民間保険」があります。
その民間保険のご検討にあたっては、公的保険の保障内容をご理解いただき、
そのうえで必要に応じた民間保険にご加入いただくことが重要となります。

公的保険制度は、コチラの
金融庁ホームページで
ご確認ください。



募集代理店からのお知らせ

- ・この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。
預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。
- ・この保険にご契約いただくか否かが、お客さまと募集代理店との他のお取引に影響を及ぼすことはありません。
- ・法令上の規制により、お客さまの勤務先によっては、お申込みいただけない場合があります。

この保険の正式名称は、生存保障重視型平準払個人年金保険(利率変動型)です。

募集代理店

引受保険会社

三井住友海上プライマリー生命保険株式会社

〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル

資料請求・お問い合わせ フリーダイヤル 0120-125-104

<https://www.ms-primary.com>

未来に、いっそうの輝きを。
それが、私たちの願いです。



©2023 San-X Co., Ltd. All Rights Reserved.

M2304021 2023.04 SAP MSPL-2304-A-0002-00

あしたも充実

生存保障重視型平準払個人年金保険
(利率変動型)



契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報) 兼 商品パンフレット

「契約締結前交付書面」は、ご契約のお申込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」
に分類のうえ記載しています。ご契約前に必ず十分にお読みいただき、
内容をご確認・ご了承のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

商品パンフレット

P1～

契約概要

P23～

注意喚起情報

P33～

Web版「ご契約のしおり・
約款」のご案内

裏表紙

商品のポイント
説明はこちら



ご注意

この商品は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする**生命保険**です。
預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。
為替相場の変動等により、損失が生じるおそれがあります。

MS&AD

三井住友海上プライマリー生命

「あしたも充実」は、人生 100年時代に備えた 資産形成ができる、積立型の外貨建て年金保険です。



まとまった
金額の保険料は
ちょっと…

最低5千円～、毎月定額だから

手軽に 始められます!



P15

定額の円を毎月外貨に
換算するので、**為替リスクの
低減**が期待できます。

P6

ガイド役キャラクター「ゆとりす」▶



ただ 積立てるより、
でき るだけ
ふや したいわ

外貨の好金利+トン チン性で

ふやす 工夫が ありま す!



P5,7

また、積立てている 間は、
一定の条件のもと **所得税・
住民税を軽減**でき ます。

P10



決まったタイミングで
年金として受取るしか
ないのかな?

年金支払開始時に

いろいろな選択が できます!



P13

ご契約時にあらかじめ
「据置期間」を設定する
こともできます。

P9



「あしたも充実」の特徴としくみ



¥ 保険料の払込み

- ・用語 保険料円払込金額を設定します。

月額 5千円 ～ 月額 40万円

P15

- ・保険料払込期間を設定します。

10年 ～ 50年

P16

※設定できない金額・期間があります。

\$ 外貨で 積立て

- ・保険料円払込金額を 毎月、外貨建保険料に換算し、積立てます。
- ・外貨建保険料は、外貨の安い時は多く、高い時は少なくなるので、毎月変動(増減)します。

【外貨建保険料の変動イメージ】



ふやして受取り

- ・用語 年金原資を…
外貨の好金利でふやします。
トンチン性でさらにふやす工夫があります。
- ・保険料払込期間満了後、年金を受取れます。
一括での受取りや継続運用(繰下げ)も可能です。

P5

P7

【イメージ図】

※下図は保険料円払込金額の減額や解約等がなかった場合のイメージ図であり、将来の年金原資等を保証するものではありません。

※商品性を理解いただくために簡略化しています。

⚠ この保険の保険料払込期間中の死亡保障および解約払戻金の詳細については、P8をご覧ください。

\$ 既払込保険料

保険料円払込金額を毎月 外貨に換算するため、毎月の外貨建保険料は為替相場の変動により変動(増減)します。

外貨の好金利 + トンチン性

以下から選択 P13

受取り

確定年金

年金総額保証付終身年金

保証期間付終身年金

一括受取

繰下げ

年金原資

契約通貨



米ドル



豪ドル

健康告知
不要

毎月の外貨建保険料



米ドル



豪ドル

保険料払込期間

年金支払開始日

据置き

ご契約時に、保険料払込期間満了後から年金支払開始日までを据置き期間として設定できます。

P9

⚠ ご注意ください

この保険には、お客さまにご負担いただく費用があります。
また、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。

P33～P34

用語説明



■ 保険料円払込金額

普通保険約款上の「円払込金額」をさします。契約者から三井住友海上プライマリー生命にお申込みいただく円でのお金のことをいいます。

■ 年金原資

年金支払開始時における、将来の年金を支払うために必要な積立金額のことをいいます。



魅力1 外貨の好金利でふやします

毎月更改する積立利率で運用するしくみです。

- ・積立利率を毎月更改することで、市場金利の変動に緩やかに連動します。
- ・積立利率は最低保証積立利率(1.5%)を下回ることはありません。

- 契約日に適用される積立利率は、三井住友海上プライマリー生命が毎月設定する **用語** 基準利率となります。
- 契約日後は、毎月の契約応当日ごとに積立利率を更改します。この積立利率は、契約日から該当する契約応当日までの「基準利率」を平均した利率*となります。

* 契約日から120か月超となった場合は、当月を含めて直近120か月の基準利率の平均とします。
ただし、保険料払込期間が10年の場合は、直近60か月の基準利率の平均とします。

積立利率の設定例

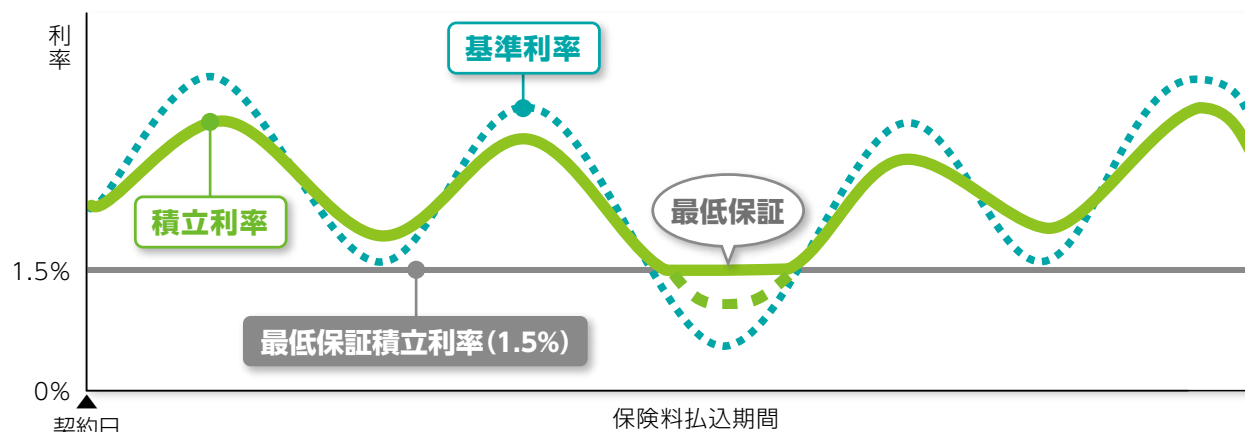
各ご契約に適用される毎月の積立利率(契約日が左記の場合)				
基準利率 契約日	1月	2月	3月	4月
	① 2.00%	② 2.40%	③ 3.20%	④ 2.80%
1月1日	2.00%	2.20%	2.54%	2.60%
		(①+②)÷2	(①+②+③)÷3	(①+②+③+④)÷4
2月1日	—	2.40%	2.80%	2.80%
			(②+③)÷2	(②+③+④)÷3
3月1日	—	—	3.20%	3.00%
				(③+④)÷2
4月1日	—	—	—	2.80%

※記載の数値は、小数点第3位を切上げています。

※適用される積立利率等は、三井住友海上プライマリー生命のホームページでご確認いただけます。

積立利率と基準利率の推移

【イメージ図】



※上記は「積立利率と基準利率の推移」をイメージしたもので、将来の基準利率・積立利率を保証・予測するものではありません。

魅力2 為替リスクの低減が期待できます

長期間にわたり、定額の円を毎月外貨建保険料に換算するしくみで、値動きがある中でも換算為替レートを平準化する効果が期待できます。

ドルコスト平均法 といわれる方法を活用しています。



ドルコスト平均法による効果の例 ～100万円でドルを購入～

一括

○Aのタイミングで、100万円分のドルを一括購入した場合

▶ 100万円で、9,090ドル購入 **1ドルあたり 110円**

ドルコスト平均法

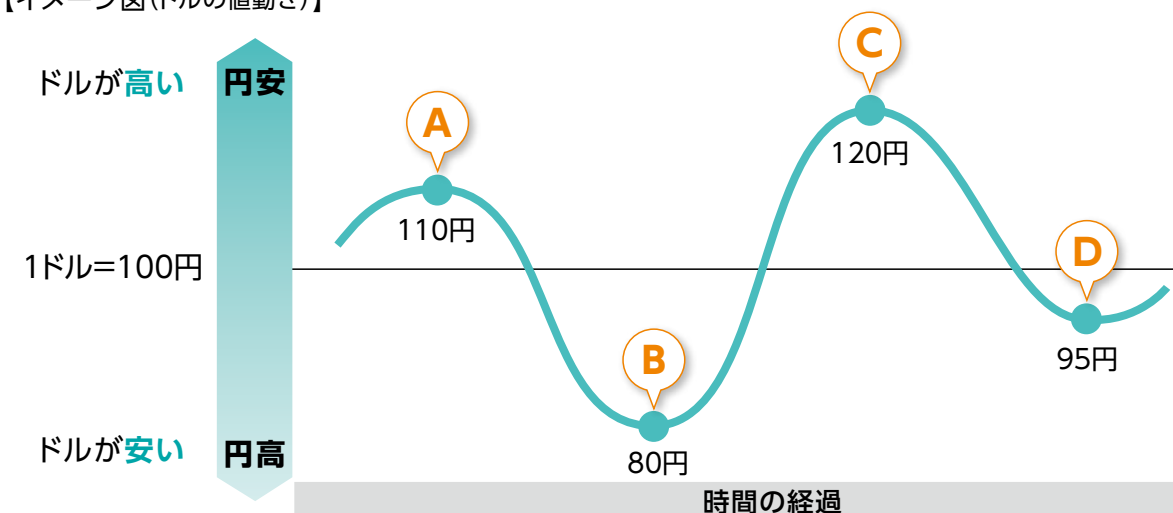
4回に分けて25万円ずつ毎月ドルを購入した場合

購入量：○A 2,272ドル ○B 3,125ドル ○C 2,083ドル ○D 2,631ドル

▶ 100万円で、10,111ドル購入 **1ドルあたり 99円**

平準化

【イメージ図(ドルの値動き)】

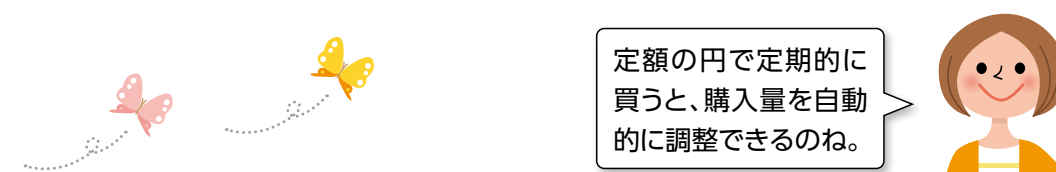


※上記の計算に使用した為替レートは仮定のものであり、実際の為替レートの変動を表したものではありません。

※上記は、ドルコスト平均法の効果をわかりやすく説明したものであり、この方法によって

為替リスクを低減させる効果が保証されるものではありません。

※ドルの購入量は小数点以下を切捨てて、1ドルあたりの購入金額は小数点以下を切上げて表示しています。



用語説明



基準利率

普通保険約款上の「基準積立利率」をさします。
積立利率を設定する際に用いられる利率をいい、原則として毎月1日に設定されます。

用語 トンチン性を活かして、保険料払込期間中の死亡保障および解約払戻金を低く抑え、年金原資を大きくするしくみです。

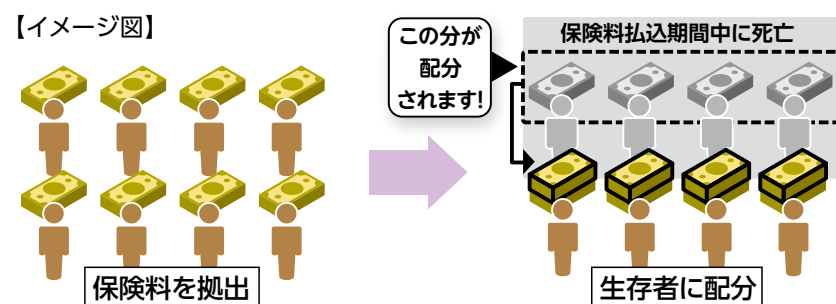
【トンチン性を活かすしくみのイメージ】



用語説明

「死亡した方の保障を抑え、その分を生きている他の方の年金に回すしくみ」により、長生きした人ほど、より多くの年金を受取ることができます。イタリア人のロレンツォ・トンティが考案した保険制度に由来しています。

【イメージ図】



※上記は、トンチン性を簡易的に説明したもので、すべてを網羅するものではありません。また、その内容を保証するものではありません。



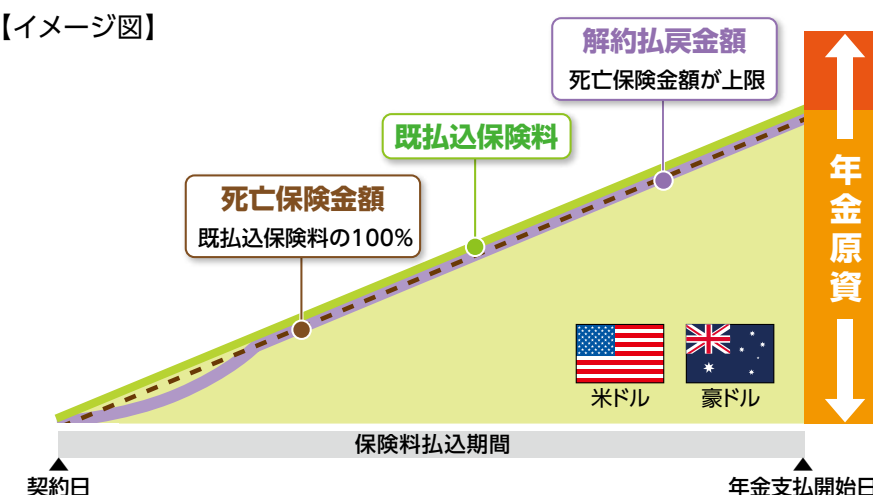
■ 契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢) ごとのお取扱い

契約年齢が 49歳以下 の場合		死亡保険金等を低く抑えて年金原資を大きくする 100%保障型 でのご契約となります。50歳を迎えた時点から、さらに低く抑える選択ができます。 P25
契約年齢が 50歳以上 の場合		100%保障型 または死亡保険金等をさらに低く抑えて、より年金原資を大きくする 70%保障型 のいずれかを選択いただけます。

保険料払込期間中

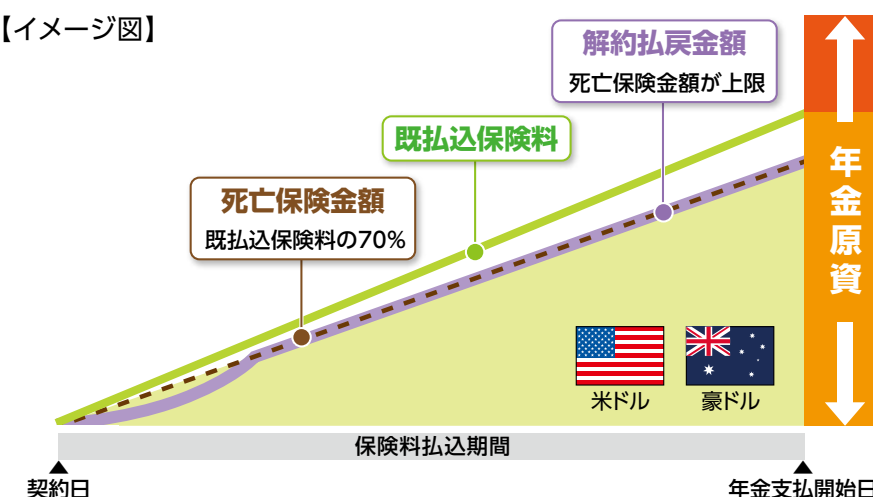
100%保障型 死亡保険金は、契約通貨建て既払込保険料の**100%**となり、解約払戻金は死亡保険金を上限とします。

【イメージ図】



70%保障型 死亡保険金は、契約通貨建て既払込保険料の**70%**となり、解約払戻金は死亡保険金を上限とします。

【イメージ図】



※上図は、保険料円払込金額の減額や解約等がなかった場合のイメージ図であり、将来の年金原資等を保証するものではありません。

※上図は、商品性を理解いただくために簡略化しています。

据置期間中および繰下げ期間中

死亡保険金と解約払戻金は、積立金となります。

年金支払開始後

年金種類によって被保険者の死亡時の取扱いが異なります。詳細は、P13「被保険者の死亡時の取扱い」をご覧ください。



据置期間の設定

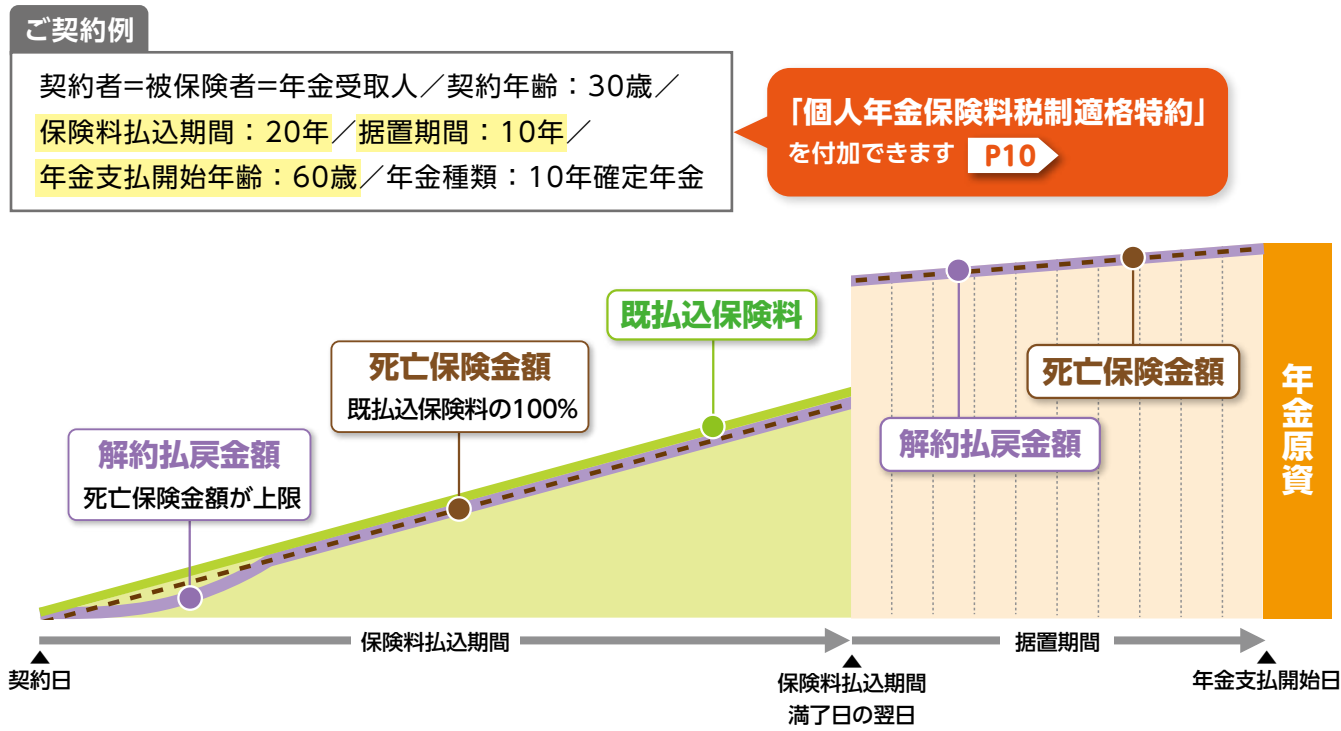
- 据置期間を設定することで、契約日から年金支払開始日までの期間より **短い期間で保険料の払込みを終えることができます。**
- 据置期間は、保険料払込期間満了から年金支払開始日までの期間をいい、ご契約時に、なし または 1年～30年(年単位) で設定*することができます。据置期間なしの場合、保険料払込期間満了直後に年金支払開始日を迎えます。

* 年金支払開始日における被保険者の年齢は90歳が上限となります。

【据置期間中のお取扱い】

- ・ 据置期間中に適用される利率は、1年ごとに見直します。
- ・ 被保険者が死亡された場合は、死亡された日の積立金額が死亡保険金となります。
- ・ 解約する場合は、解約日の積立金額が解約払戻金となります。

【イメージ図】



※上図は、据置期間を通じて同じ利率で運用したと仮定したものです。

※上図は、保険料円払込金額の減額や解約等がなかった場合のイメージ図であり、将来の死亡保険金額、年金原資等を保証するものではありません。

※上図は、商品性を理解いただくために簡略化して記載しています。



「個人年金保険料税制適格特約」を付加することにより、
個人年金保険料控除の対象となります。

- 「個人年金保険料税制適格特約」を付加した場合、「一般生命保険料控除」とは別枠で、その年の保険料円払込金額が「個人年金保険料控除」の対象となります。
- 「個人年金保険料控除」を受けると、契約者(保険料負担者)の総所得金額等から生命保険料控除額が差しかれるため、課税対象の金額が減り、**所得税と住民税が軽減されます。**
- 「個人年金保険料控除」は、保険料払込期間中であれば毎年受けることができます。
- 「個人年金保険料税制適格特約」を付加しない場合は、「一般生命保険料控除」の対象となります。

「個人年金保険料税制適格特約」を付加するためには

「個人年金保険料税制適格特約」を付加するためには、以下の条件をすべて満たす必要があります。

- ① 年金受取人は契約者(保険料負担者)またはその配偶者のいずれかであること
- ② 年金受取人は被保険者と同一であること
- ③ 保険料払込期間が10年以上であること
- ④ 年金の種類が終身年金、または年金支払開始日における被保険者の年齢が60歳以上で、かつ年金支払期間が10年以上である確定年金であること

※成立後、②～④の条件を満たさない契約内容に変更することはできなくなります。

※契約者の変更により、①の条件を満たさなくなった場合には、この特約は消滅し、以後、「個人年金保険料控除」の対象として所得控除の適用を受けることができません。

■ どれくらい軽減されるかご存知ですか？

【所得税と住民税の概算軽減額(年間)】 個人年金保険の保険料を年間8万円以上支払い、所得税4万円、住民税2.8万円の生命保険料控除を受けた場合

課税総所得	合計軽減額 (A + B)	A 所得税軽減額 (所得税率)	B 住民税軽減額 (税率一律10%)
195万円以下	4,800円	2,000円 (5%)	2,800円
195万円超330万円以下	6,800円	4,000円 (10%)	2,800円
330万円超695万円以下	10,800円	8,000円 (20%)	2,800円
695万円超900万円以下	12,000円	9,200円 (23%)	2,800円
900万円超1,800万円以下	16,000円	13,200円 (33%)	2,800円
1,800万円超4,000万円以下	18,800円	16,000円 (40%)	2,800円
4,000万円超	20,800円	18,000円 (45%)	2,800円

※課税所得金額により所得税率が異なります。

※税率および保険料や控除額により軽減額は異なりますので、ご注意ください。

⚠️ ご注意ください

税制上のお取扱いは2022年12月1日現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。
なお、個別の税務取扱いについては、所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。



このシミュレーションは、保険料払込期間の積立利率および保険料円払込金額の換算レートが一定と仮定して計算しています。
実際の積立利率および保険料円払込金額の換算レートは毎月変動します。
なお、積立利率は最低保証積立利率(1.5%)を下回ることはありません。

【前提条件】

年金支払開始年齢：60歳 / 保険料円払込金額：1万円 / 契約通貨：米ドル
保険料円払込金額の払込プラン：月払プラン / 据置期間：なし

保険料円払込金額の換算レート：1米ドル=100円で一定と仮定
積立利率：下表に表示の各積立利率で一定と仮定

実際は
変動

実際は
変動

性別	契約年齢	死亡保険金の型	保険料払込期間	保険料円払込金額の総額	①契約通貨建ての払込保険料の総額	積立利率	②年金原資の額	返戻率 ②÷①
男性	30歳	100%保障型	30年	360万円	36,000米ドル	2.90%	54,025米ドル	150.0%
						1.50%	42,188米ドル	117.1%
	40歳	100%保障型	20年	240万円	24,000米ドル	2.90%	29,709米ドル	123.7%
						1.50%	25,487米ドル	106.1%
	50歳	100%保障型	10年	120万円	12,000米ドル	2.70%	12,915米ドル	107.6%
						1.50%	12,130米ドル	101.0%
女性	30歳	100%保障型	30年	360万円	36,000米ドル	2.90%	53,643米ドル	149.0%
						1.50%	42,083米ドル	116.8%
	40歳	100%保障型	20年	240万円	24,000米ドル	2.90%	29,630米ドル	123.4%
						1.50%	25,485米ドル	106.1%
	50歳	100%保障型	10年	120万円	12,000米ドル	2.70%	12,911米ドル	107.5%
						1.50%	12,134米ドル	101.1%
	50歳	70%保障型	10年	120万円	12,000米ドル	2.70%	13,000米ドル	108.3%
						1.50%	12,213米ドル	101.7%

※積立利率はあくまで例です。ご契約時には、必ず最新の積立利率をご確認ください。

⚠️ ご注意ください

- このシミュレーションは、保険料払込プランの変更や保険料の未納がなく、前提条件の保険料円払込金額が保険料払込期間にわたり支払われたと仮定したものです。
- 記載の数値は、三井住友海上プライマリー生命所定的方式により、端数処理を行っています。
- 記載の金額は例であり、実際の金額とは異なります。



保険料の払込期間中に…

同じ額の保険料を払い続けるのが
ちょっと難しくなってきたけど…



一定の条件のもと保険料の減額ができます。
ただし、減額後は増額できません。

※減額については、P27をご覧ください。

※保険料の払込猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は失効します。P37をご覧ください。



保険料の払込期間中に…

解約したら払込んだお金は戻ってくるのかなあ？



解約払戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少なくなります。

※解約払戻金については、P30をご覧ください。



年金の受取開始前に…

しばらく使う予定がないから、運用を継続
できないかしら。



1年単位で年金支払開始日を繰下げることで、運用を継続することができます。

※継続運用については、P13、P26をご覧ください。



年金の受取時に…

年金に税金はかかるかな？



毎年受取る年金に所得税(雑所得)+住民税がかかります。
契約者と年金受取人が異なる場合は、年金支払開始時に贈与税がかかります。

※税制上のお取扱いとは2022年12月1日現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。

※税金のお取扱いについては、P41～P42をご覧ください。

年金の受取り

用語説明



■未払年金現価

年金支払日の到来していない年金の現在価値を、三井住友海上プライマリー生命所定の利率を用いて計算したものです。

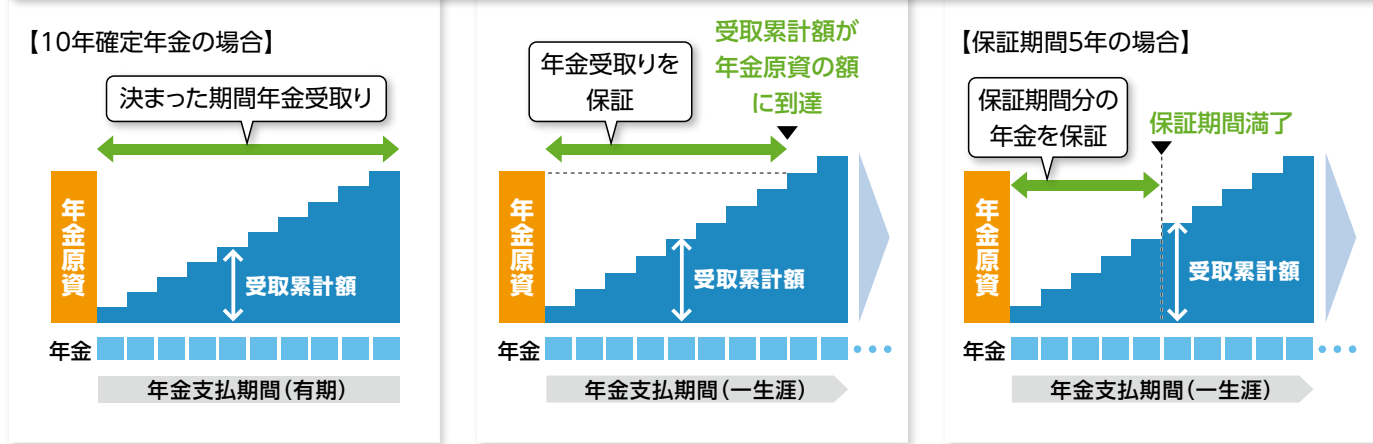


- ・3つの年金種類から選択し、毎年定額の年金を受取ります。
- ・年金支払開始年齢は、10歳～90歳です。

【年金種類と特徴】

確定年金	年金総額保証付終身年金	保証期間付終身年金
年金支払期間	被保険者が生存している間、 一生受取り	
年金支払期間	5年・10年・15年・20年から 選択し、その期間中受取り	被保険者が生存している間、 一生受取り
被保険者の死亡時の取扱い	被保険者が生存している間、 一生受取り	
用語 未払年金現価を死亡一時金として受取り	受取累計額が年金原資の額に到達するまで、年金を 引続き受取り	保証期間(5年・10年・15年 から選択)分の 用語 未払年金現価を死亡一時金として 受取り
※死亡一時金にかえて、年金支払期間満了まで引続き年金を受取ることも できます。	※死亡一時金はありません。	※保証期間中に死亡された場合に限り受取り。 ※死亡一時金にかえて、保証期間満了まで引続き年金を受取ることも できます。

イメージ図



一括受取 将来の年金の受取りにかえて、年金原資を一括で受取ることができます。

※年金支払期間中は、年金種類ごとに所定の期間、一括支払のお取扱いがあります。
詳細は、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

繰下げ 年金支払開始日を繰下げることで、好きなときに年金の受取りを開始できます。

- 年金支払開始年齢が90歳になるまで、1年きざみで年金支払開始日を繰下げることができます。
- 繰下げ中は、いつでも将来に向かって年金のお受取りを開始できます。
- 繰下げ時に、契約通貨を三井住友海上プライマリー生命の取扱範囲内で変更できます。

- 年金の受取通貨を選択できます。
- 円で受取る場合は、年金支払日の為替レートで毎年円換算します。

1 契約通貨建ての年金を受取り



定期的に外貨をつかう
機会があるから。

2 契約通貨建ての年金を 毎年円換算して受取り



為替の変動があっても、
毎年円で受取りたい。

3 指定した為替レート(為替ターゲット レート)に基づき、①か②を毎年 自動判定して年金を受取り



為替の変動に応じて
外貨が円で受取りたい。

- ・1銭単位で「為替ターゲットレート」を設定します。設定後、変更することもできます。
- ・設定した為替ターゲットレートに基づき、毎年の年金支払日に受取通貨が決定されます。
- ・年金支払日の円支払特約レートと為替ターゲットレートを比較し、下表のとおり判定します。

比較結果	判定
為替ターゲットレートを下回る(円高) 場合	① (契約通貨)
為替ターゲットレートを上回る(円安) または同じ場合	② (円)

(例) 為替ターゲットレートを「1ドル=90円」のとき……①と判定(契約通貨建てでお受取り)
「1ドル=100円」と設定した場合 「1ドル=105円」のとき……②と判定(円換算してお受取り)

年金支払開始日に、その日の為替レートで年金原資を契約通貨 以外の通貨に換算したうえで、年金を受取ることもできます。

4 年金原資を円に換算して、 円で年金を受取り



これから円高になりそう。
円に換算しておきたい。

5 年金原資を契約通貨以外の外貨に 換算して、その外貨で年金を受取り



別の外貨でつかう予定
があるから。

【参考】受取方法ごとの年金・年金原資の換算方法

受取方法	換算方法
②	年金を年金支払日における円支払特約レート(TTM-50銭)で円換算 ※年金円支払特約の付加が必要
③	(2と判定した場合)年金を年金支払日における円支払特約レート(TTM-50銭)で円換算 ※年金円支払特約の付加が必要
④	年金原資を年金支払開始日における円支払特約レート(TTM-50銭)で円換算
⑤	年金原資を年金支払開始日における円支払特約レート(TTM-50銭)で円換算した後、 円入金特約レート(TTM+50銭)で外貨に換算

ご契約のお取扱い



契約通貨		米ドル／豪ドル
保険料円払込金額	最低	月額 5千 円(千円単位)
	最高	月額 40万円 ※クレジットカード払いの場合は、月額3万円を上限とします。 ※三井住友海上プライマリー生命の既契約がある場合、ご加入の限度額があります。詳しくは、P29をご覧ください。
保険料払込方法		月払
保険料円払込金額の払込プラン	月払プラン	毎月、1か月分の保険料円払込金額を払込み
	半年払プラン	半年*1ごとに、6か月分の保険料円払込金額を一括払い
	年払プラン	毎年*1、12か月分の保険料円払込金額を一括払い ※保険料円払込金額を契約通貨に換算する際の 為替手数料がかかりません。
	前納	2年以上(年単位*1)の年払プランの保険料円払込金額を前納 ※三井住友海上プライマリー生命所定の利率で 保険料円払込金額の割引があります。
	*1「半年」「毎年」「年単位」は、年単位の契約応当日を基準とした期間とします。 ※第1回保険料は三井住友海上プライマリー生命に保険料が着金した日、 第2回以降の保険料は毎月三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の最終営業日の為替レートで契約通貨に換算します。 ※半年払プラン、年払プランまたは保険料の前納を選択された場合、あらかじめお預かりした保険料円払込金額を、月単位の契約応当日が到来するたびに契約通貨に換算し、毎月の契約通貨建ての保険料とします。	
保険料払込経路	第1回	三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の口座への送金
	第2回以降	口座振替／クレジットカード払い ※クレジットカード払いは、月払プランのみのお取扱いとなります。
振替日／カード利用日		振替日：毎月27日(非営業日の場合は翌営業日)*2／ カード利用日：毎月10日 *2 半年払プランの場合、半年単位の契約応当日の属する月、 年払プランの場合、年単位の契約応当日の属する月となります。

保険料払込期間／ 据置期間	保険料払込期間： 10年～50年 ／ 据置期間： なし または 1年～30年 ※年金支払開始日における被保険者の年齢は90歳を上限とします。 ※ご契約後に変更することはできません。
契約日	第1回保険料が三井住友海上プライマリー生命所定の口座に着金した日の属する月の翌月1日
契約年齢(契約日における被保険者の満年齢)	0歳～80歳
契約者	被保険者の3親等以内の血族または配偶者
年金受取人	被保険者もしくは契約者
死亡保険金受取人	被保険者の3親等以内の親族または6親等以内の血族
年金支払開始年齢	10歳～90歳
クーリング・オフの取扱い	クーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の対象です。 クーリング・オフ制度についての詳細は、P36～P37をご覧ください。
毎月の保険料の減額	減額後の毎月の保険料円払込金額 5千円 以上 ※減額についての詳細は、P27をご覧ください。
毎月の保険料の増額	お取扱いいたしません
一部解約	お取扱いいたしません



指定代理請求人について

年金受取人が年金等を請求する意思表示ができない場合等に、年金受取人にかわって年金等を請求できる方です。

※被保険者と年金受取人が同一人である場合のみ指定することができます。

※指定代理請求人は、年金等のご請求のみ可能で、ご契約内容の変更(年金種類の変更等)のご請求を行うことはできません。

たとえばこんなとき・・・

- 年金受取人が傷害や疾病で寝たきり状態となり、意思表示できなくなった。
- 年金受取人が高齢で認知症等になり、意思表示できなくなった。

指定されていないと



年金等の請求手続きは**年金受取人**からの請求が必要です。
そのため、本人が意思表示できない場合、**年金等の請求手続きが難しくなります。**

指定されていれば



指定代理請求人からの請求により、スムーズに年金等を受取ることができます。
※指定代理請求人名義の口座を年金の振込口座に指定することもできます。

■ 指定代理請求人は、次の範囲から1名指定できます。

年金受取人の配偶者

年金受取人の直系血族
(子、孫、父母、祖父母など)

年金受取人の3親等以内の親族
(兄弟姉妹、おじ・おば、甥・姪など)

※その他上記以外で特別な事情がある方として、三井住友海上プライマリー生命が認めた方

後継年金受取人について

年金受取人が年金支払期間中に死亡された場合に、年金受取人の権利を引継ぐ方です。
あらかじめ指定することで、年金種類に応じて年金または死亡一時金を受取ることができます。

たとえばこんなとき・・・

- 年金受取人が年金支払期間中に死亡された。

指定されていないと



年金または死亡一時金を受取る権利の承継順位は次のとおりです。
①被保険者
②被保険者の配偶者
③年金受取人の法定相続人
そのため、**遺したい方に遺せないかもしれません。**

指定されていれば



後継年金受取人が年金または死亡一時金を受取ることができます。

■ 後継年金受取人は、次の範囲から1名指定できます。

被保険者

被保険者の配偶者

年金受取人の3親等以内の親族
または6親等以内の血族
(子、孫、父母、祖父母、兄弟姉妹、おじ・おば、甥・姪、いとこなど)

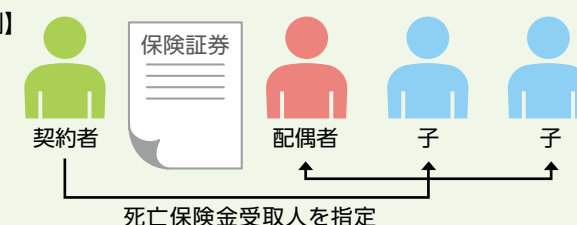
※詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

受取人の指定について

万一に備えて、あらかじめ死亡保険金受取人や後継年金受取人を指定いただくことにより、スムーズな財産承継を生前から準備することができます。

死亡保険金受取人・後継年金受取人を指定できます。

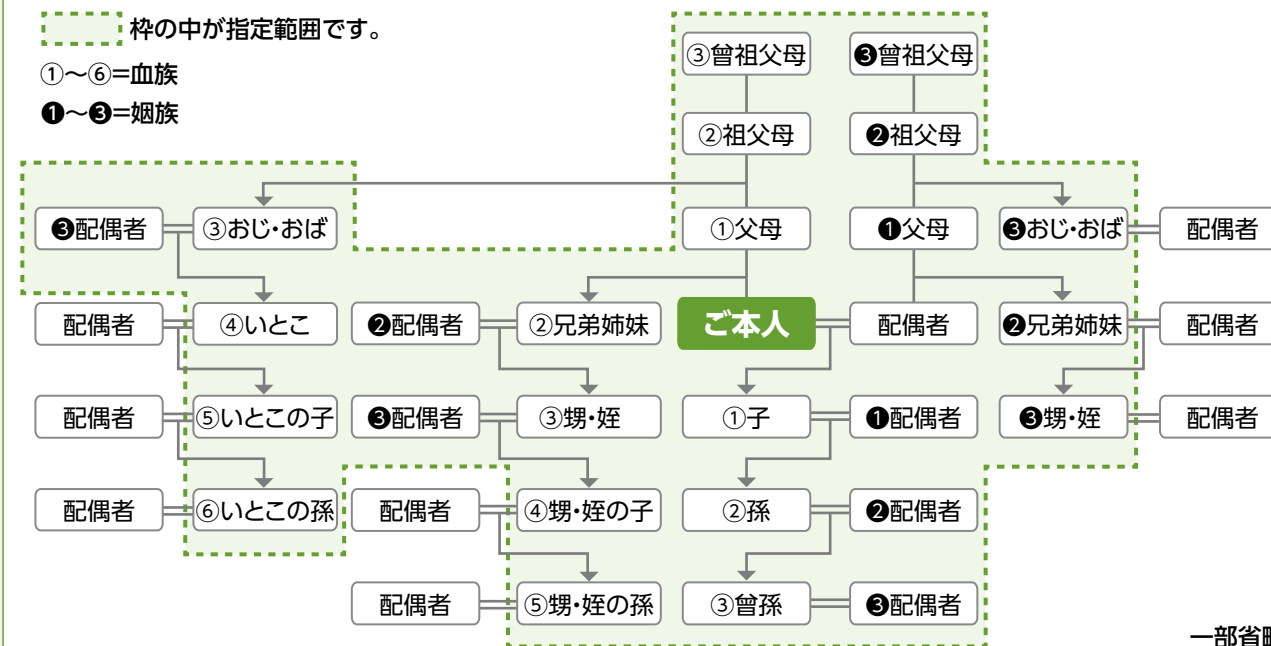
【例】



- 死亡保険金受取人および後継年金受取人は、それぞれ被保険者・年金受取人の3親等以内の親族または6親等以内の血族をご指定いただけます。

枠の中が指定範囲です。

①～⑥=血族
①～③=姻族



※死亡保険金請求権は、受取人固有の財産とされています。
(ただし、最高裁の判例において、諸般の事情を考慮して相続人間に著しい不公平が生じる場合には、特別受益に準じて持ち戻しの対象になるとされています。)





お客さまサポート

ご契約後、以下のサービスをご利用いただけます。

 **ホームページ** プライマリー生命マイページ

- ご契約内容の照会
- 住所変更
- 生命保険料控除証明書の再発行 等

本サービスは、ご契約後に下記ホームページからご利用いただけます。

  **三井住友海上プライマリー生命ホームページ**
<https://www.ms-primary.com>



【ご利用までの流れ】

① ログイン画面

三井住友海上プライマリー生命のホームページよりログイン画面へアクセスしてください。
契約成立後にお送りする保険証券に同封する挨拶状に、ログイン時に必要な仮パスワードをご案内しております。お客さま番号と仮パスワードにてログインのうえ、メールアドレスをご登録ください。

② 認証コードの入力

ご登録いただいたメールアドレス宛にお送りする認証コードを入力してください。

③ ログイン完了

任意のパスワードに変更して、マイページをご利用ください。

※仮パスワードがお手元がない場合や不明な場合は、新規ご登録画面へアクセスしてください。
仮パスワードの発行ができません。

 **お電話** ご契約者さま専用ダイヤル

- ご契約内容の照会
- 各種お手続きのご案内・各請求書類のお取り寄せ

 **三井住友海上プライマリー生命 お客さまサービスセンター**
フリーダイヤル 0120-520-256

受付時間
月曜日～金曜日
(祝日・年末年始を除く)
午前9時～午後5時

※証券番号または保険証券に記載のお客さま番号をお手元にご用意のうえ、ご契約者さまよりお問合わせください。

※お電話の受付時間によっては、当日でのお手続きとならない場合があります。

ご家族登録サービス



契約者等によるご契約内容等の照会が困難になった場合にそなえ、ご家族の方をご登録いただくことで、そのご家族からも**ご契約内容の照会**が可能となるサービスです。ご登録は無料です。
ご家族は、戸籍上の配偶者・3親等以内の親族の中から**契約者1名につき1名のみ**ご登録いただけます。(国内居住の方、成人に限ります。)

ご契約後にお届けする書類

ご契約後、三井住友海上プライマリー生命より、以下の書類をお届けします。

ご契約後

保険証券／生命保険料控除証明書／ご家族登録サービスのご案内 等
契約者あてに転送不要・簡易書留で郵送します。

保険料 払込期間・ 据置期間中

ご契約状況のお知らせ／生命保険料控除証明書

毎年1回、契約者あてにご案内*します。

* ご契約状況のお知らせについて、郵送でご案内する以外に、インターネットでもご照会いただけます。
※生命保険料控除証明書は、保険料払込期間中のみ郵送します。

年金受取前

年金受取に関する請求書類

契約者あてに郵送します。

※年金受取人が請求書類に必要事項を記入し、必要書類とあわせて年金支払開始日の14日前までに返送ください。

年金受取中

年金証書／お支払通知書

1回目の年金支払時、年金証書を郵送します。また、年金支払の都度、お支払通知書を郵送します。

※記載の内容は、2023年4月現在のものであり、将来変更が生じる場合があります。

Web版「ご契約状況のお知らせ」のご案内

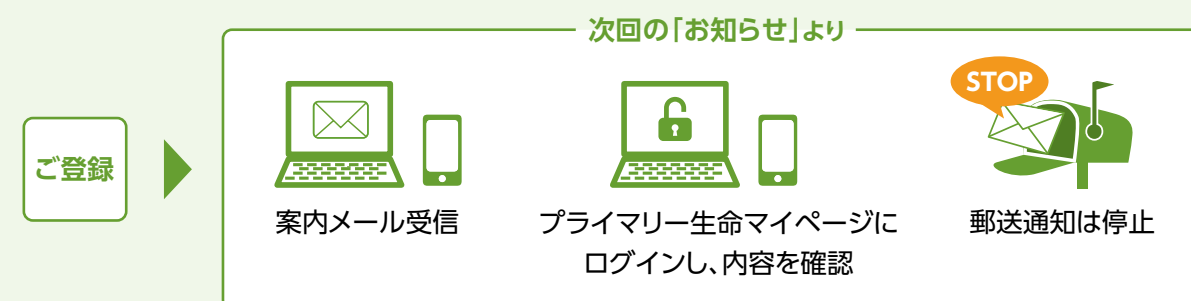
三井住友海上プライマリー生命では、環境負荷低減のため、インターネット上で閲覧・ダウンロードいただけるWeb版の「ご契約状況のお知らせ」*をご提供しています。

* ご契約内容や各種情報を確認いただくために、定額商品は年に1回、変額商品は年に4回お送りしている書類です。

●ご契約状況のお知らせWebのご登録方法

- ・プライマリー生命マイページよりご登録いただけます。
- ・ご契約状況のお知らせWebにご登録されない場合は、「ご契約状況のお知らせ」を書面で郵送します。

ご契約状況のお知らせWeb



※ご登録後、郵送通知に戻す場合はプライマリー生命マイページからお手続きください。

詳しくは、三井住友海上プライマリー生命ホームページをご確認ください。

各種お取扱い

特約について

この保険に係る特約についての詳細は、**P28**をご覧ください。

諸費用について

この保険に係る費用についての詳細は、**P33～P34**をご覧ください。

税金について

この保険に関する税金のお取扱いについての詳細は、**P41～P42**をご覧ください。

積立利率と為替レートのお問合せ

ご契約に際しては、最新の下記情報を三井住友海上プライマリー生命のホームページ等でご確認ください。

積立利率 年金原資等を計算する際に適用される利率をいい、毎月の契約応当日(毎月1日)に更改されます。

基準利率 積立利率を設定する際に用いられる利率をいい、原則として毎月1日に設定されます。

指標金利 基準利率の設定に際して参考にする金利です。

為替レート この保険はあらかじめ円入金特約(平準払用)が付加されており、保険料を円で入金いただきます。
入金日の為替レート*は、三井住友海上プライマリー生命が定めます。

* 通貨ごとに、米ドル(USD):午前10時30分以降、豪ドル(AUD):午前11時00分以降よりご案内しております。

三井住友海上プライマリー生命

フリーダイヤル
0120-520-256

受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)
午前9時～午後5時

※上記の情報については、万全を期しておりますが、システム障害等の影響で万一誤差脱漏が生じた場合、
その内容について一切の責任を負いかねます。
詳しくは、三井住友海上プライマリー生命までお問合わせください。

最新の積立利率・
為替レートはこちら▶



契約締結前交付書面 (契約概要/注意喚起情報)

目次



契約概要

1. この保険のしくみについて	23
2. 積立利率について	25
3. 保障の内容について	25
4. 年金について	26
5. 保険料円払込金額の減額について	27
6. 配当金について	27
7. 主契約に付加できる主な特約について	28
8. ご契約のお取扱いについて	29
9. 解約払戻金について	30
10. 為替リスクについて	30
11. 諸費用について	30
12. 金銭の授受について	31



注意喚起情報

1. 諸費用に関する事項の概要について	33
2. この保険のリスクについて	34
3. 反社会的勢力に該当する場合、保険契約のお申込みはできません	35
4. この保険はクーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の対象です	36
5. 責任開始期・生命保険募集人の権限について	37
6. 保険料払込の猶予期間、ご契約の失効・復活について	37
7. 保険金等をお支払いできない場合について	38
8. 解約と解約払戻金について	38
9. 契約が消滅したときの保険料のお取扱いについて	38
10. 生命保険会社が経営破綻に陥った場合等について	39
11. 為替リスクについて	39
12. 預金等との違いについて	39
13. その他のご注意いただきたい事項について	39
14. 保険会社の商号と住所等について	40
15. 税金のお取扱いについて	41
16. 保険金等のお支払いに関する手続き等の留意事項について	43
17. 生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情について	43
18. (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」について	44

契約概要



この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。

記載のお支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要を示しております。お支払事由や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「**ご契約のしおり・約款**」に記載しておりますのでご確認ください。

1 この保険のしくみについて

この保険は、契約通貨（米ドル・豪ドル）をご選択いただき、毎月お支払いいただく定額の保険料円払込金額を、所定の為替レートで契約通貨に換算し、その外貨建ての保険料を毎月更改される所定の積立利率で保険料払込期間中、積立てる外貨建ての定額年金保険です。

※ 積立利率について詳しくは、P.25の「2.積立利率について」をご参照ください。

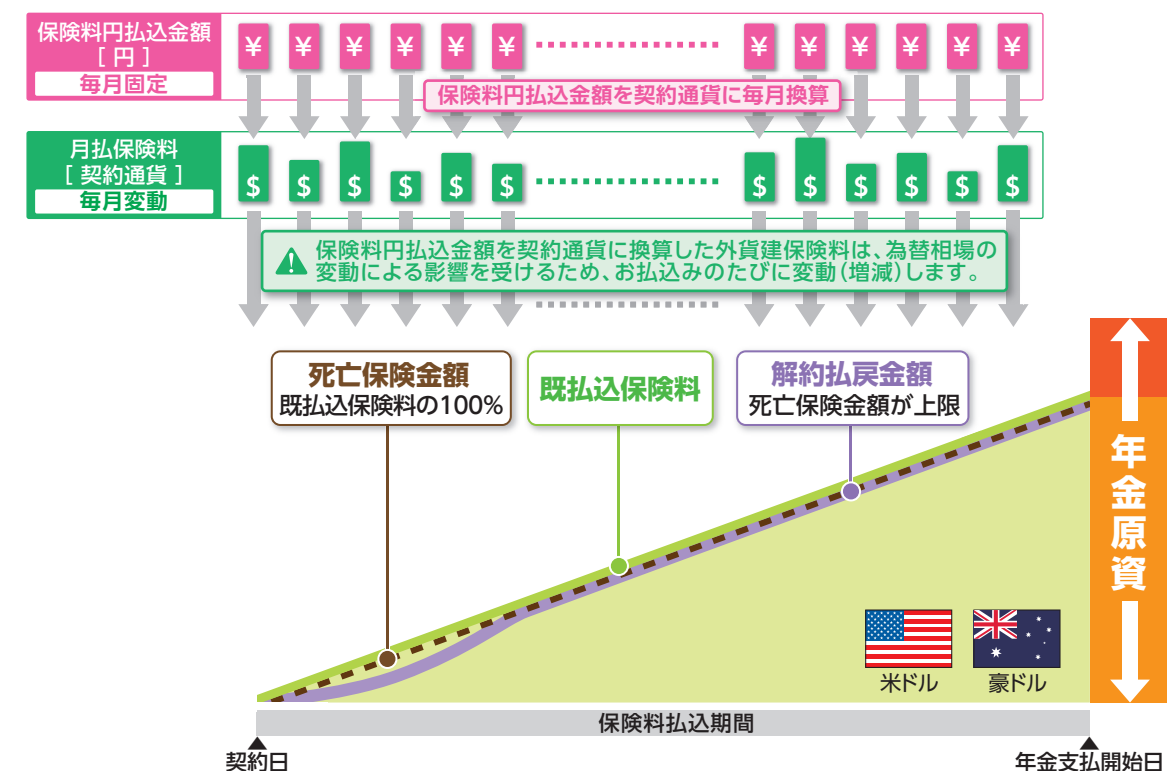
『あしたも充実』の正式名称は、生存保障重視型平準払個人年金保険（利率変動型）です。

- 保険料払込期間中の死亡保障や解約払戻金を低く抑えることにより、将来の年金原資を大きくします。
- ご契約時に保険料払込期間と保険料払込期間満了から年金支払開始日までの期間（据置期間）を設定いただけます。
- 年金の受取方法として、確定年金、年金総額保証付終身年金、保証期間付終身年金の中からご選択いただけます。また、年金でのお受取りにかえて一括でのお受取りもご選択いただけます。

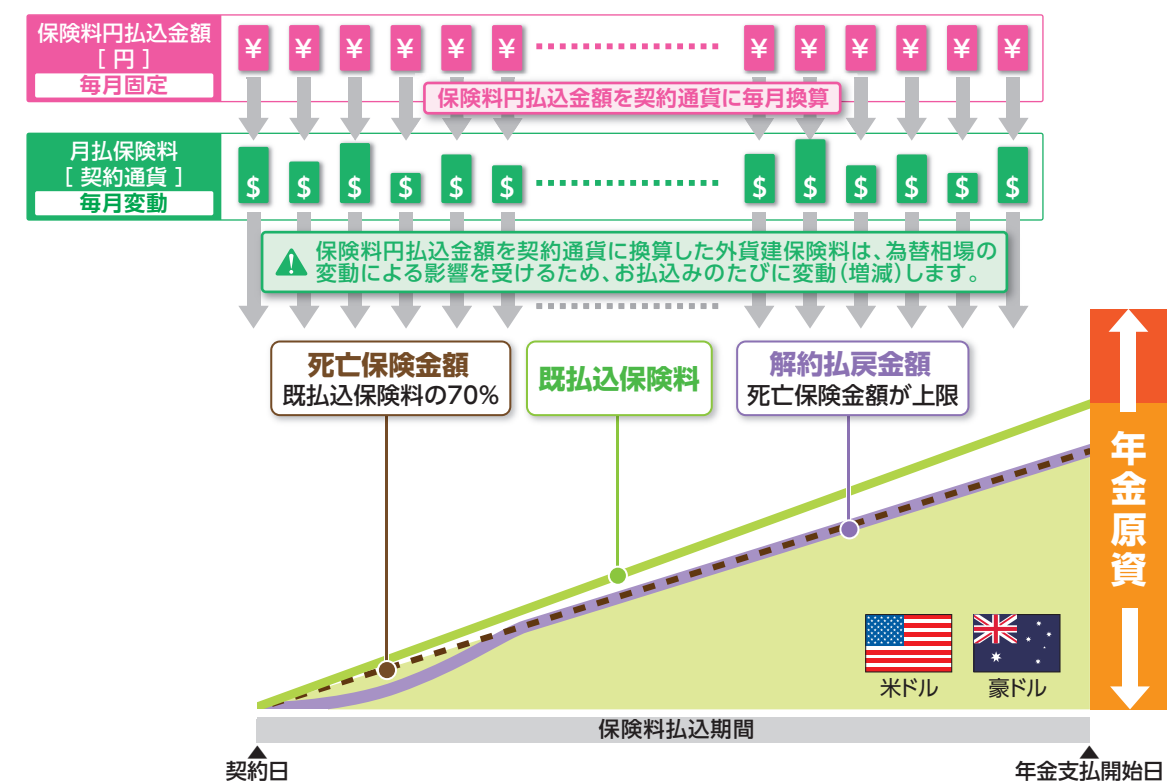
この保険は、為替の変動によるリスクがあります。そのため、保険金等の合計額が、お支払いいただいた保険料円払込金額の合計額を下回る可能性があります、損失が生じるおそれがあります。

※ 詳しくは、「注意喚起情報」P.34の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

【100%保障型のイメージ図】



【70%保障型のイメージ図】



※ 上図は保険料円払込金額の減額や解約等がなかった場合のイメージ図であり、将来の年金原資等を保証するものではありません。
※ 商品性を理解いただくために簡略化しています。

2 積立利率について

- 契約日に適用される積立利率は、契約通貨および保険料払込期間に応じて三井住友海上プライマリー生命が毎月設定する基準利率となります。
- 市場金利の影響で積立利率が設定されず、ご契約いただけない場合があります。
- 契約日後は、毎月の契約応当日ごとに積立利率を更改します。この積立利率は、契約日から該当する契約応当日までの基準利率を平均した利率＜＊＞となります。
＜＊＞ 契約日から120か月超となった場合は、当月を含めて直近120か月の基準利率の平均とします。ただし、保険料払込期間が10年の場合は、直近60か月の基準利率の平均とします。
- 基準利率は、保険料払込期間および契約通貨に応じた指標金利に基づき三井住友海上プライマリー生命が定める利率から、保険関係費を差引いた利率です。
※ 詳しくは、「注意喚起情報」P.33の「1.諸費用に関する事項の概要について」をご確認ください。
- 基準利率の水準にかかわらず、積立利率は最低保証積立利率（1.5％）が保証されます。
- 積立利率は、将来の年金および保険金等を支払うために積立てる積立金額の計算に適用します。その計算にあたっては払込保険料から所定の費用を差引き、経過年月数に応じて計算します。そのため、積立利率は、年金原資の払込保険料総額に対する実質的な利回り（年複利）とは異なります。

3 保障の内容について

- 保険料払込期間中に被保険者が死亡された場合の死亡保険金は、死亡保険金の型に応じて次のとおりとなります。契約年齢が49歳以下の場合は100％保障型、契約年齢が50歳以上の場合は100％保障型または70％保障型から選択いただけます。

死亡保険金の型	死亡保険金
100％保障型	契約通貨建て既払込保険料の100％
70％保障型	契約通貨建て既払込保険料の70％

- 100％保障型の場合、保険料払込期間中の被保険者の年齢が50歳以上となる年単位の契約応当日に、死亡保険金の支払額を変更することができます。この変更後に被保険者が死亡された場合の死亡保険金は、変更前の契約通貨建て既払込保険料の合計額の100％と、変更後の契約通貨建て既払込保険料の合計額の70％を合算した額となります。
- 据置期間中に被保険者が死亡された場合の死亡保険金は、被保険者が死亡された日における積立金額となります。この積立金額は、保険料払込期間満了日の翌日の積立金額に三井住友海上プライマリー生命の定める利率を用いて経過した年月数により計算されます。



- ・ 免責事由に該当するときには、死亡保険金のお支払いができないことがあります。免責事由について詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- ・ 70％保障型の場合、または100％保障型で死亡保険金の支払額を変更した場合は、死亡保険金の額は契約通貨建て既払込保険料を下回ります。

4 年金について

1. 年金受取

年金の受取方法として次の中からご選択いただけます。また、年金でのお受取りにかえて一括でのお受取りもご選択いただけます。

● 確定年金【年金支払期間：5年、10年、15年、20年】

設定された期間中、毎年定額の年金をお受取りいただけます。年金支払期間中に被保険者が死亡された場合、未払年金現価を死亡一時金としてお受取りいただけます。

● 年金総額保証付終身年金

被保険者が生存している間は、毎年定額の年金を一生涯お受取りいただけます。また被保険者が死亡された場合でも、受取累計額が年金原資の額に到達するまで、年金を引続きお受取りいただけます。死亡一時金はありません。

● 保証期間付終身年金【保証期間：5年、10年、15年】

被保険者が生存している間は、毎年定額の年金を一生涯お受取りいただけます。保証期間中に被保険者が死亡された場合、保証期間中の未払年金現価を死亡一時金としてお受取りいただけます。

※ 詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。



- ・ 将来受取る年金額は、年金支払開始日における年金原資および基礎率等（予定利率、予定死亡率等）に基づいて計算され算出されますので、ご契約時には定まっていません。
- ・ 年金総額保証付終身年金は、受取保証部分の支払中に年金の一括受取をされる場合には、受取総額が年金原資を下回ることがあります。
- ・ 保証期間付終身年金は、被保険者が早期に死亡される、または保証期間中に年金の一括受取をされる等の場合には、受取総額が年金原資を下回ることがあります。

2. 継続運用

年金支払開始日を1年単位で繰下げることにより、運用を継続することができます。この際、契約通貨を三井住友海上プライマリー生命の取扱範囲内で変更することができます。

※ 外貨から他の外貨へ転換する場合は、一度円支払特約で適用する為替レートで円に換算してから、円入金特約（平準払用）で適用する為替レートで外貨に換算します。



- ・ 年金支払開始日を繰下げた場合の元の年金支払開始日を更改日といい、その更改日以後に適用される積立利率は、更改日に三井住友海上プライマリー生命が定めるものを適用します。
- ・ 繰下げ後の年金支払開始年齢は90歳までとなります。

5 保険料円払込金額の減額について

次のすべてを満たす場合、毎月の保険料円払込金額を減額することができます。

減額	① 減額後、毎月の保険料円払込金額が5千円以上であること ② 保険料一括払期間中または前納期間中でないこと
----	--



- ・ 保険料円払込金額を減額した場合、減額しなかった場合と比べて年金原資が小さくなります。また、ご契約後早期に減額した場合には、保険料から控除される費用の影響により、契約通貨建て既払込保険料に対する年金原資の割合は、多くの場合、減額しなかった場合と比べて小さくなります。
- ・ この保険は、保険料円払込金額を増額することができません。したがって、減額後、元の保険料円払込金額に戻すことはできません。

6 配当金について

この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

7 主契約に付加できる主な特約について

● 個人年金保険料税制適格特約

ご契約が所定の条件をすべて満たす場合に限り、保険料円払込金額が所得税法に定める「個人年金保険料」に該当し、「個人年金保険料控除」の適用を受けることができます。

● 遺族年金支払特約

被保険者が死亡された場合に、死亡保険金の全部または一部を、一括でのお支払いにかえて年金形式でお支払いします。

● 円支払特約

外貨建ての死亡保険金、解約払戻金等を円でお支払いします。円に換算する為替レートは、三井住友海上プライマリー生命が請求を受付けた日＜＊＞における所定の為替レートとなります。

● 年金円支払特約

外貨建ての年金を円でお支払いします。円に換算する為替レートは、年金の支払事由が発生する日＜＊＞における所定の為替レートとなります。

● 指定代理請求特約

あらかじめ指定された指定代理請求人が、年金受取人にかわって年金等を請求することができます。

＜＊＞ その日が、所定の為替レートの指標として三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

※ 特約について詳しくは、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。

8 ご契約のお取扱いについて

契約通貨		米ドル／豪ドル
保険料 円払込金額	最低	月額5千円(千円単位)
	最高	月額40万円 ※ クレジットカード払いの場合は、月額3万円を上限とします。
保険料払込方法		月払
保険料 円払込金額の 払込プラン	月払プラン	毎月、1か月分の保険料円払込金額を払込み
	半年払プラン	半年＜＊＞ごとに、6か月分の保険料円払込金額を一括払い
	年払プラン	毎年＜＊＞、12か月分の保険料円払込金額を一括払い
	前納	2年以上(年単位＜＊＞)の年払プランの保険料円払込金額を前納 ※ 三井住友海上プライマリー生命所定の利率で保険料円払込金額の割引があります。
	＜＊＞「半年」「毎年」「年単位」は、年単位の契約応当日を基準とした期間とします。 ※ 半年払プラン、年払プランまたは保険料の前納を選択された場合、あらかじめお預かりした保険料円払込金額を、月単位の契約応当日が到来するたびに契約通貨に換算し、毎月の契約通貨建ての保険料とします。	
保険料 払込経路	第1回	三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の口座への送金
	第2回以降	口座振替／クレジットカード払い ※ クレジットカード払いは、月払プランのみのお取扱となります。
契約日		第1回保険料が三井住友海上プライマリー生命所定の口座に着金した日の属する月の翌月1日
契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢)		0歳～80歳
保険料払込期間／ 据置期間		保険料払込期間：10年～50年／据置期間：1年～30年 ※ 据置期間は設定しないこともできます。 ※ 年金支払開始日における被保険者の年齢は90歳を上限とします。 ※ ご契約後に変更することはできません。
年金支払開始年齢		10歳～90歳
年金支払期間		確定年金：5・10・15・20年／ 年金総額保証付終身年金・保証期間付終身年金：終身
毎月の保険料の減額		減額後の毎月の保険料円払込金額5千円以上 ※ 減額後、毎月の保険料円払込金額が5千円以上であること、保険料一括払期間中または前納期間中でないことが必要です。
毎月の保険料の増額		お取扱いいたしません
一部解約		お取扱いいたしません

※ 同一被保険者で、三井住友海上プライマリー生命の平準払保険のご契約がある場合、保険料円払込金額の累計額を合算し、この合算額の上限は7億円となります。

※ この保険には、円入金特約(平準払用)が付加されております。詳しくは、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。

9 解約払戻金について

- 年金支払開始日前であればいつでも、ご契約を解約して解約払戻金を受取ることができます。ただし、ご契約を解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。
- 保険料払込期間中の解約払戻金額は、死亡保険金の型に応じて次のとおりとなります。

100%保障型	契約通貨建て既払込保険料に100%を乗じた金額または積立金額のいずれか小さい額
70%保障型	契約通貨建て既払込保険料に70%を乗じた金額または積立金額のいずれか小さい額

- 100%保障型で、死亡保険金の支払額を変更した場合の解約払戻金は、変更前の契約通貨建て既払込保険料に100%を乗じた金額と、変更後の既払込保険料に70%を乗じた金額を合算した額または積立金額のいずれか小さい額となります。
- 据置期間中の解約払戻金額は、解約日における積立金額となります。この積立金額は、保険料払込期間満了日の翌日の積立金額に三井住友海上プライマリー生命の定める利率を用いて経過した年 month 数により計算されます。



- ・ 解約払戻金額は、死亡保険金額を上限とします。
- ・ 解約払戻金額は、契約通貨建て既払込保険料を下回る場合があります。

10 為替リスクについて

死亡保険金、解約払戻金、年金等のお受取りはすべて契約通貨となります。契約通貨と異なる通貨で受取場合には、為替リスクの影響により、損失が生じるおそれがあります。

【為替リスクの例】(米ドル建の場合)



この保険の為替リスクについては、「[注意喚起情報](#)」P.34の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

11 諸費用について

諸費用については、「[注意喚起情報](#)」P.33の「1.諸費用に関する事項の概要について」をご参照ください。

12 金銭の授受について

この保険に係る保険金等のお支払い等は、原則として契約通貨で行います。なお、外貨を受取る場合には、外貨を受領できる口座が必要になります。また、口座に着金するまでに時間がかかることや、手数料等の実費がかかる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

注意喚起情報



この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい重要な事項を記載しております。

「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項等の詳細やご契約の内容に関する事項は「**ご契約のしおり・約款**」に記載しておりますのでご確認ください。



1. 諸費用に関する事項の概要について

● 保険料払込期間中にご負担いただく費用

- ・ 払込保険料から新契約の締結に必要な費用として新契約費用、保険料の集金に必要な費用として集金費用を控除します。
- ・ 保険料払込期間中に適用される積立利率の算出に用いる基準利率は、保険料払込期間に応じた年数および契約通貨に応じた指標金利の $-1.0\% \sim +1.5\%$ の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から保険関係費を差引いた利率です。なお、基準利率は 0.01% を下回ることはありません。

※ 保険関係費とは、新契約の締結に必要な費用として新契約費率、保険契約の維持に必要な費用として維持費率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率をいいます。

- ・ 契約内容に応じて、契約日から一定期間は、積立金額から死亡保険金を支払うための死亡保障費用を控除する場合があります。

※ これらの費用は、保険料払込期間、経過期間、契約通貨、被保険者の年齢、性別等によって異なるため、その計算方法を表示することができません。

● 外貨で契約を締結することで生じる費用

- ・ 保険金等の受取りを外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。
- ・ 保険料円払込金額を契約通貨に換算する場合と保険金等を円で受取の場合の為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料をご負担いただきます。

保険料円払込金額を契約通貨に換算する場合の
円入金特約レート

TTM + 50 銭 < * >

保険金等を円で受取の場合の
円支払特約レート

TTM - 50 銭

< * > 年払プランの場合は、為替手数料の優遇があり、TTMを使用します。

● 年金支払期間中にご負担いただく費用 (遺族年金支払特約による年金支払期間中も含みます。)

項目	目的	費用	時期
年金管理費	ご契約の維持に必要な費用ならびに年金等を支払うための費用	年金額に対して1%	年金支払日に 責任準備金から控除

※ 上記費用は上限です。なお、年金支払開始日時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。



2. この保険のリスクについて

● 為替リスクについて

この保険は、死亡保険金、解約払戻金、年金等（以下、保険金等）を円で受取る場合、為替相場の変動により、換算後の保険金等の金額が、お申込みいただいた保険料円払込金額の合計額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合（契約時の為替レートと同じ）でも、為替手数料分の負担が生じます。また、保険料円払込金額を契約通貨に換算した外貨建保険料は、為替相場の変動による影響を受けるため、お払込みのたびに変動（増減）します。

反社会的勢力に該当する場合、保険契約のお申込みはできません

契約者、被保険者、保険金等受取人が、次のいずれかに該当する場合は保険契約のお申込みはできません。

- ・ 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
- ・ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- ・ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- ・ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

また、契約締結後に反社会的勢力に該当することが発覚した場合は、将来に向かって契約を解除します。

この保険はクーリング・オフ制度（お申込みの撤回・契約の解除）の対象です

お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日と「契約締結前交付書面」を交付された日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面またはメールによるお申出により、契約のお申込みの撤回または契約の解除（以下、お申込みの撤回等）をすることができます。

【書面】

書面によるお申込みの撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力が生じます。

書面に下記内容をご記入のうえ、三井住友海上プライマリー生命宛に郵送してください。

<郵送先>

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
三井住友海上プライマリー生命 クーリング・オフ担当

<記入内容>

記載いただく事項	記入例
①申込番号 (契約申込書の右下に記載があります。)	①ABXXXXXXX
②書面送付先	②三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
③お申込みの撤回をする旨の意思表示	③申込の撤回を行います。
④お申込みの撤回を希望する理由(任意)	④〇〇〇〇〇〇〇のため。
⑤募集代理店	⑤〇〇〇〇銀行
⑥第1回保険料円払込金額	⑥30,000円
⑦保険料送金済みの場合、返金口座 (申込者または契約者の本人口座)	⑦〇〇〇〇銀行 〇〇支店 普通△△△△△△ 口座名義人 ホケン タロウ
⑧住所	⑧東京都千代田区〇〇町〇〇
⑨電話番号(日中連絡先)	⑨03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
⑩生年月日	⑩昭和〇〇年〇〇月〇〇日
⑪契約者(申込者)フリガナ	⑪ホケン タロウ
⑫契約者(申込者)氏名(自署)	⑫保険 太郎

【メール】

メールによるお申込みの撤回等は、メールの発信時（送信時）に効力が生じます。

お申出は、三井住友海上プライマリー生命ホームページ（<https://www.ms-primary.com>）からとなります。

<お手続き方法>

三井住友海上プライマリー生命ホームページの「お問合わせ」にある「クーリング・オフ制度（お申込みの撤回・契約の解除）」内の「メールによるお申出はこちら」よりお手続きいただけます。

お申込みの撤回等があった場合は、三井住友海上プライマリー生命に保険料としてお申込みいただいた金額を全額返還いたします。

次の場合には、お申込みの撤回等を行うことはできません。

- ・ お申込者またはご契約者が法人（会社）の場合、または個人事業主（雇用主）が事業としてご契約された場合
- ・ ご契約の内容変更（特約中途付加など）の場合

お申込みの撤回等の書面の投函またはメールと行違いに保険証券が到着した場合や、お申込みの撤回等に関するお問い合わせは、下記お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お客さまサービスセンター（お問い合わせのみです。電話、FAXでのお申出はできません。）
フリーダイヤル 0120-125-104
受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～午後5時

5 責任開始期・生命保険募集人の権限について

お申込みいただいたご契約を三井住友海上プライマリー生命がお引受けすることを決定（承諾）した場合には、第1回保険料円払込金額を三井住友海上プライマリー生命が受領した日より、三井住友海上プライマリー生命は保険契約上の責任を負います。

契約日は責任開始の日の属する月の翌月1日となります。

生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上プライマリー生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して三井住友海上プライマリー生命が承諾したときに成立します。

保険契約の成立後に変更等をされる場合にも、原則として三井住友海上プライマリー生命の承諾が必要となります。

6 保険料払込の猶予期間、ご契約の失効・復活について

保険料（保険料円払込金額）は、払込期月＜＊＞内にお払込みください。また、払込期月内にお払込みの都合がつかない場合のために、保険料払込の猶予期間を設けています。

＜＊＞ 第2回保険料の払込期月は契約日の翌月の初日から末日までの期間とし、以降、各回の払込期月は、順次到来する月の初日から末日までとします。

保険料払込の猶予期間は、払込期月の翌月1日から末日までとします。

猶予期間内に保険料が払込まれない場合、ご契約は猶予期間満了日の翌日から失効します。

一旦失効した契約であっても、失効日からその日を含めて3か月以内であれば、ご契約の復活を請求することができます。

7 保険金等をお支払いできない場合について

被保険者が死亡されても、以下のとおり保険金等をお支払いできないことがあります。

ご契約者または死亡保険金受取人の故意により被保険者が死亡した場合等の免責事由に該当するときには、保険金等のお支払いができません。

保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合には、保険金等のお支払いはできません。

重大事由によりご契約が解除された場合、保険金等をお支払いできないことがあります。代表的なものは次のとおりです。

- ・ ご契約者または死亡保険金受取人が保険金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- ・ ご契約者、被保険者、死亡保険金受取人または年金受取人（年金受取人の地位を承継した後継年金受取人を含みます。）が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき

詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効の場合、受取った保険料は払戻しいたしません。

- ・ ご契約者、被保険者または受取人の詐欺または強迫を理由として保険契約を締結したときに、三井住友海上プライマリー生命がその保険契約を取消した場合
- ・ ご契約者が保険金等を不法に取得する目的、または他人に保険金等を不法に取得させる目的で保険契約を締結したときに、三井住友海上プライマリー生命がその保険契約を無効とした場合

8 解約と解約払戻金について

解約による払戻金額は、保険料払込期間中は死亡保険金の型によって異なり、据置期間によっても異なります。

詳細については、「契約概要」P.30の「9.解約払戻金について」をご参照ください。

9 契約が消滅したときの保険料のお取扱いについて

この保険は、保険料をお払込みいただいた後、その保険料の払込期月の途中でご契約が消滅したとき（解約時、死亡保険金支払時等）に、払込まれた保険料のうち、払込期月内での未経過期間に応じた保険料相当額を払戻すお取扱いはありません。なお、一括払いまたは前納された保険料円払込金額のうち、払込期月が未到来である分については、ご契約者（死亡保険金支払時は死亡保険金受取人）に返還いたします。

10 生命保険会社が経営破綻に陥った場合等について

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。

三井住友海上プライマリー生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額等が削減されることがあります。

※ 詳細につきましては、生命保険契約者保護機構 (TEL:03-3286-2820) までお問い合わせください。

11 為替リスクについて

為替リスクについては、P.34の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

12 預金等との違いについて

この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。

この保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

13 その他ご注意いただきたい事項について

■ 保険契約の乗換えについて

現在ご契約されている保険契約を解約・一部解約することを前提に新たな保険契約のお申込みをされる場合、お客さまにとって不利益となることがありますのでご注意ください。

- ・ 新たなご契約につきましては、被保険者の健康状態等によってはご契約をお断りする場合があります。また、告知義務違反の場合や責任開始日から2年以内の自殺、責任開始期前の発病等の場合には、保険金が支払われないことがあります。
- ・ 現在のご契約を解約された場合、多くの場合は解約払戻金は払込保険料より少ない金額となります。また、特約を含めたご契約の効力は失われます。なお、新たなご契約のお取扱いにかかわらず、いったん解約されたご契約は元に戻すことはできません。

※ 上記は乗換えに際して、お客さまに不利益と思われる一般的な事項を掲げております。保険商品によっては上記以外の事項もある場合がありますので、三井住友海上プライマリー生命へご相談ください。

■ 個人情報のお取扱い・支払査定時照会制度について

三井住友海上プライマリー生命は、お客さまの個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内で利用いたします。

個人情報に関する事項にご同意のうえ、保険契約をお申込みください。ご同意いただけない場合は、お申込みをお引受けできません。

保険金等のご請求に関し、お客さまのご契約内容を照会させていただくことがあります。(支払査定時照会制度)

個人情報のお取扱い・支払査定時照会制度の詳細については、「[ご契約のしおり・約款](#)」に記載しております。

■ お引受けにあたっての重要な事項について

保険料を借入金で調達した場合、為替相場等によっては解約払戻金等が借入元利金を下回り、借入元利金を返済できなくなることがあります。このため、三井住友海上プライマリー生命では借入金を保険料に充当することを前提としたご契約のお引受けはしておりません。

次の場合にも、ご契約のお引受けはしておりません。

- ・ **被保険者が入院中の場合**
次のケースについても入院中に準じた取扱いとなります。
(1) 継続入院中の一時帰宅
(2) 末期療養(ターミナルケア)のための帰宅
(3) 申込日以降の入院予定や検査入院
(4) 余命宣告を受けた場合
(5) 特別養護老人ホームおよび医療施設に準ずる施設(介護療養型医療施設、介護医療院、介護老人保健施設)に入所中もしくは入所予定
- ・ ご契約者、被保険者、死亡保険金受取人、後継年金受取人が、日本国内に居住していない場合、または永住目的の海外渡航予定がある場合

14 保険会社の商号と住所等について

商 号	三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
TEL	0120-125-104
ホームページ	https://www.ms-primary.com

15 税金のお取扱いについて

この保険は次の基準により外貨を円に換算した上で、日本国内で販売される一般の生命保険契約と同様にお取扱いいたします。なお、この保険には円入金特約（平準払用）が付加されていますので、お申し込みいただいた保険料円払込金額について、円建ての生命保険契約と同様にお取扱いいたします。円での入出金においては、円での実額を基準とします。外貨での出金においては、表中のとおりとします。

科目	円換算日	換算時為替レート
年金	年金支払日	対顧客電信売買相場の 仲値（TTM）
解約払戻金	請求受付日	
死亡保険金	支払事由の発生日 （相続税の対象となる場合）	対顧客電信買相場（TTB）
	死亡保険金の支払日 （所得税の対象となる場合）	対顧客電信売買相場の 仲値（TTM）

● 払込保険料の税務

1月から12月までにお払込みいただいた正味保険料の合計額が、その年の「一般の生命保険料控除」の対象となります。また、「個人年金保険料税制適格特約」を付加した場合、「一般の生命保険料控除」とは別枠で、「個人年金保険料控除」の対象となります。

● 解約払戻金に対する課税

解約時の差益に対して、所得税（一時所得）＋住民税が課税されます。
※ 全期前納等を行った確定年金のご契約を5年以内に解約された場合、解約時の差益に対し、20%源泉分離課税がかかります。

● 死亡保険金に対する課税

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税＜＊1＞
本人	配偶者または子	本人	所得税（一時所得） ＋住民税
本人	配偶者（子）	子（配偶者）	贈与税

＜＊1＞「生命保険金の非課税枠（500万円×法定相続人数）＜相続税法第12条＞」が適用されます。

● 年金支払開始時に年金原資を一括で受取る場合の課税

受取時の差益に対して、所得税（一時所得）＋住民税が課税されます。
※ 契約者と年金受取人が異なる場合は、贈与税が課税されます。

● 年金に対する課税

契約形態	課税時		税金の種類
契約者と 年金受取人が 同一人の場合	毎年の年金支払時		所得税（雑所得）＋住民税
	年金支払開始後の 一括での受取時	確定年金	所得税（一時所得）＋住民税
		年金総額保証付終身年金 ／保証期間付終身年金	所得税（雑所得）＋住民税
契約者と 年金受取人が 異なる場合	年金支払開始時		贈与税＜＊2＞
	毎年の年金支払時		所得税（雑所得）＋住民税

＜＊2＞ 相続税法上の年金受給権評価額に対し課税されます。



- 税金のお取扱いについての詳細は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 所得税が発生する場合、2013年1月1日から2037年12月31日までの所得税に復興特別所得税が適用され、「基準所得税額×2.1%」があわせてかかります。
- 税制上のお取扱いは2022年12月1日現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務取扱いについては所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

16 保険金等のお支払いに関する手続き等の留意事項について

お客さまのご請求に応じて保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等のお支払事由が生じた場合だけではなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明点が生じた場合等についても、すみやかに三井住友海上プライマリー生命お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合、またはお支払いできない場合については、「[ご契約のしおり・約款](#)」または三井住友海上プライマリー生命ホームページ (<https://www.ms-primary.com>) に掲載しておりますのであわせてご確認ください。

三井住友海上プライマリー生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者の住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。

被保険者が年金等受取人である契約において、その年金受取人に年金等を請求できない特別な事情があるとき、契約者(年金支払開始日以後は、年金受取人)によってあらかじめ指定された指定代理請求人が、年金受取人にかわって年金等を請求することができます。指定代理請求人を指定した際には、その指定代理請求人に、年金等の支払事由および代理請求ができることについてお伝えください。(詳細につきましては、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。)

17 生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情について

生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情につきましては、下記「お問い合わせ・ご相談受付先」までご連絡ください。

三井住友海上プライマリー生命 お客さまサービスセンター

フリーダイヤル

お問い合わせ・
ご相談受付先

0120-125-104

受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)9:00～17:00

18 (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」について

この保険に係る指定紛争解決機関は、(一社)生命保険協会です。

(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

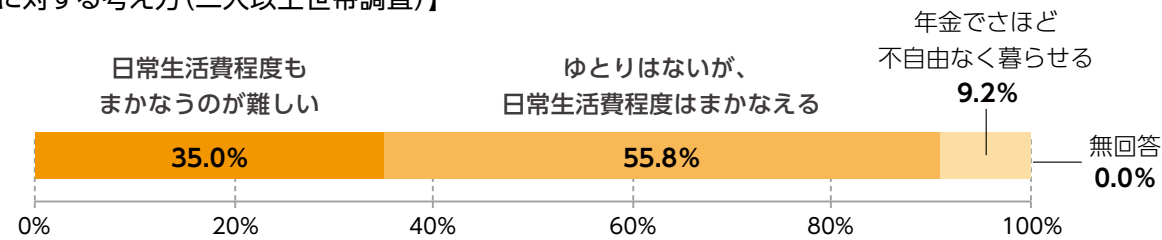
(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)

なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。

参考 豊かなセカンドライフを送るため に、個人年金保険を活用しませんか？

豊かなセカンドライフを送るために、公的年金だけで十分でしょうか？

【年金に対する考え方(二人以上世帯調査)】



【セカンドライフの家計収支(高齢夫婦無職世帯:月額)】



※高齢夫婦無職世帯とは、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組の世帯のうち世帯主が無職の世帯

【出典】●年金に対する考え方…

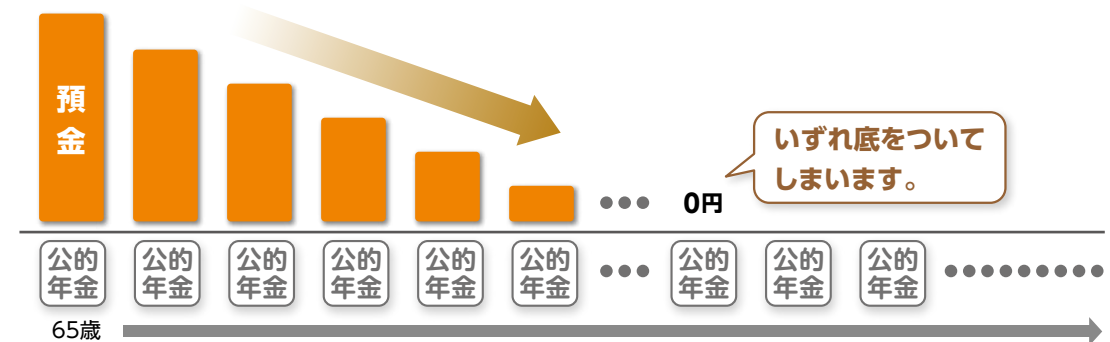
金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」
[二人以上世帯調査](2021年)

●セカンドライフの家計収支…

1か月の平均収入および平均支出：総務省統計局「家計調査年報（家計収支編）2021年」、
ゆとりある老後生活を送るために必要と考える費用：
（公財）生命保険文化センター「2022（令和4）年度生活保障に関する調査（速報版）」

個人年金保険なら、お金や気持ちにゆとりを持たせることができます

【資産を取崩す場合のイメージ】



【個人年金保険を利用する場合のイメージ】



※上記は、終身年金の一般的な説明であり、個別商品によっては内容が異なります。

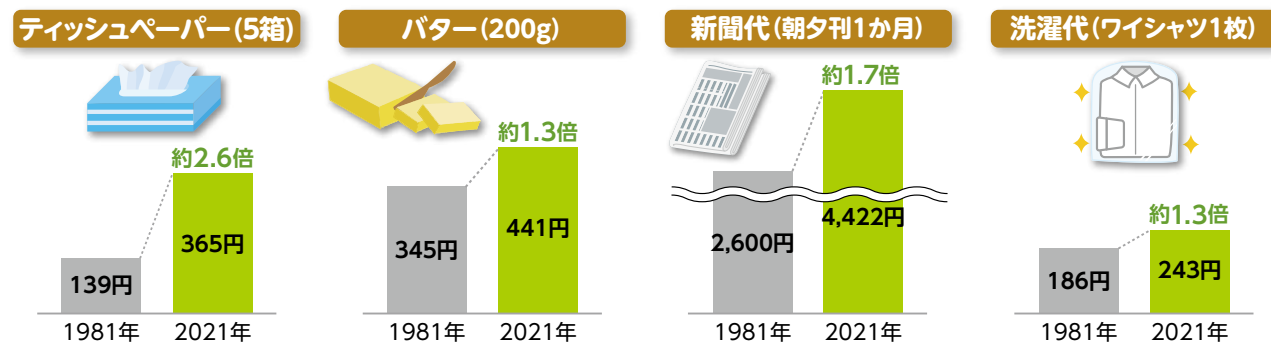
※上記の説明において、特定の金融商品の加入を推奨するものではありません。

※公的年金のお取扱いについては、2022年12月1日現在の制度に基づくもので、将来変更されることがあります。
詳しい取扱いにつきましては、所轄の年金事務所または社会保険労務士等にご確認ください。

通貨を分散することも大事です

日本はさまざまなものを輸入に頼っており、物価上昇への備えが必要かもしれません。

【物価上昇の例】



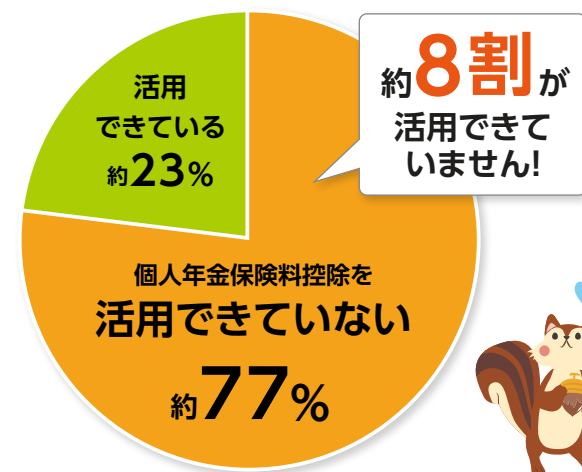
物価上昇により、同じ額の円でも買える量が少なくなる可能性があります。
円以外の資産を持つことも、将来への備えの一つです。

【出典】●物価上昇の例…

総務省統計局「小売物価統計調査」(東京都区部小売価格)※新聞代は全国統一価格(全国紙)

個人年金保険料控除、活用していますか？

【個人年金保険料控除の活用状況】



【生命保険料控除の控除限度額】

(契約日が2012年1月1日以降の契約の場合)

	所得税	住民税
一般生命保険料控除	40,000円	28,000円
介護医療保険料控除	40,000円	28,000円
個人年金保険料控除	40,000円	28,000円
全体の所得控除限度額	120,000円	70,000円

※税制上のお取扱いは2022年12月1日現在の税制に基づくもので、
将来変更される可能性があります。
なお、個別の税務取扱いについては、所轄の税務署もしくは
税理士等にご確認ください。

【出典】●個人年金保険料控除の活用状況…

国税庁「令和3年分民間給与実態統計調査」

年末調整を行った1年を通じて勤務した給与所得者のうち生命保険料控除の適用を受けた者

MEMO

Handwriting practice area with 20 horizontal dashed lines.

MEMO

Handwriting practice area with 20 horizontal dashed lines.



最後に、ご確認ください



この商品は預金ではありません。

この商品は、生命保険です。
預金とは異なり、元本保証はありません。

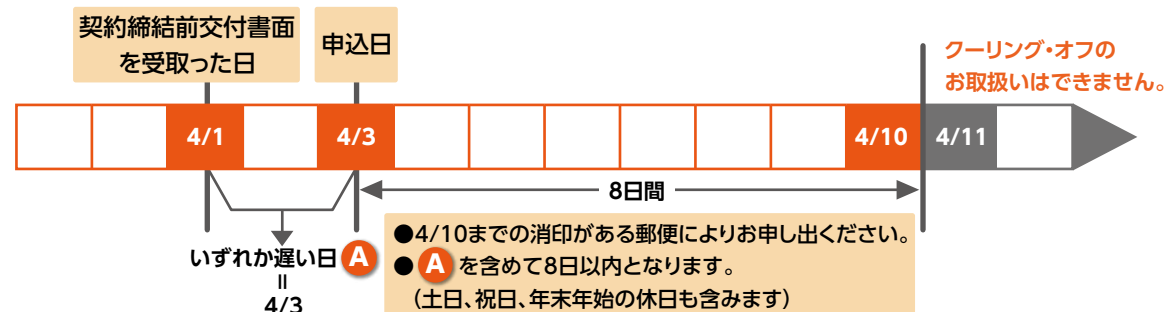


クーリング・オフ制度の対象です。 (お申込みの撤回・契約の解除)

お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日と「契約締結前交付書面」を
交付された日のいずれか遅い日から、**その日を含めて8日以内**であれば、
書面またはメールにより契約のお申込みの撤回または契約の解除をすることができます。

クーリング・オフ制度についての詳細は、「注意喚起情報」P36～P37にてご確認ください。

【イメージ図】（書面で手続きする場合の例）



お客さまにご負担いただく費用があります。

この保険は、「保険料払込期間中にご負担いただく費用」、「外貨で契約を締結することで生じる費用」、「年金支払期間中にご負担いただく費用」がかかります。

費用についての詳細は、「注意喚起情報」P33～P34にてご確認ください。



外貨で受取る場合には、外貨口座が必要です。

外貨で保険金等を受取る場合には、契約通貨の外貨を受領
できる口座が必要です。
外貨でのお支払手続きは、円に比べてご指定口座に着金する
までに時間がかかることや、手数料等の実費がかかる場合も
ありますので、あらかじめご了承ください。

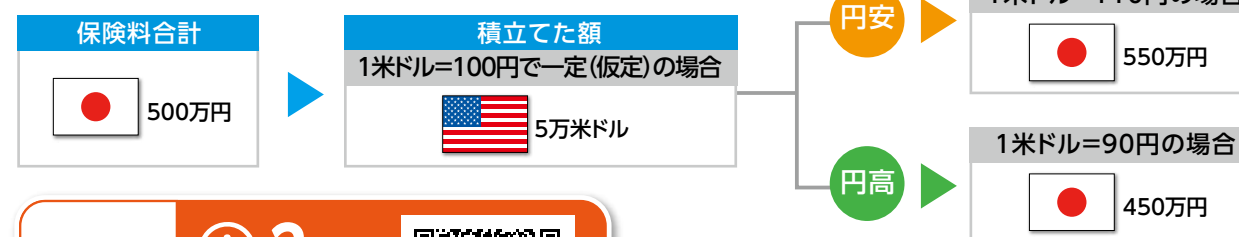


為替リスクの影響により、損失が生じる可能性があります。

死亡保険金、解約払戻金、年金等のお受取りはすべて契約通貨となります。
契約通貨と異なる通貨でお受取りになる場合には、
為替リスクの影響により、損失が生じる可能性があります。

為替リスクについての詳細は、「注意喚起情報」P34にてご確認ください。

【為替リスクの例】（米ドル建の場合）



死亡保険金額および解約払戻金額が抑制されています。

- ・100%保障型の場合、死亡保険金は、契約通貨建て既払込保険料の100%となり、解約払戻金は死亡保険金を上限とします。
- ・70%保障型の場合、死亡保険金は、契約通貨建て既払込保険料の70%となり、解約払戻金は死亡保険金を上限とします。

死亡保険金についての詳細は、「契約概要」P25にてご確認ください。

解約払戻金についての詳細は、「契約概要」P30にてご確認ください。



保険料が払込まれない場合、ご契約が失効します。

保険料払込の猶予期間内に保険料が払込まれない場合、ご契約が失効します。
一旦失効した契約であっても、所定の期間内であればご契約の復活を請求できます。

ご契約の失効・復活についての詳細は、「注意喚起情報」P37にてご確認ください。